

国民健康保険料算定のため所得の申告が必要です

令和6年度からの大阪府国保広域化に伴い、所得に応じた保険料の軽減を行うにあたり『未成年を除く世帯全員の所得を把握すること』が必要となりました。つきましては、**下記の期限までに『保険料のための所得申告』をしていただきますようお願いいたします。**

- このご案内は、4月24日（水）時点において、本市で所得が把握できないかたを対象に送付しています。
- 令和5年1月1日から12月31日の間に収入が無かったかたも申告が必要です。遺族年金などの非課税所得のみなどで、申告をしていないかたも対象です。
- 既に確定申告や市府民税の申告をしている場合や、扶養家族として申告されている場合であっても、行き違いでこのご案内が届く場合がございますのでご了承ください。その場合は、この手続きは不要です。

《所得申告の手続方法》

- オンライン申告をご利用ください。
下記 URL 又は QR コードから手続きしてください。
【URL】 <https://logoform.jp/form/5CLo/462470>



- オンライン申告が利用できない場合は
同封の所得申告書に記入し、返信用封筒にてご返送ください。
(この案内の裏面に記載例があります。)

《期限》 令和6年5月17日（金）

- 世帯に申告されていない方（未成年及び扶養家族を除く）がおられる場合、保険料の軽減はできません。
- 申告をしていただいた結果、世帯全員の所得合計額が基準を下回る場合は保険料が軽減されます。なお、所得合計額が基準を超える場合は軽減の対象となりません。
- 令和6年度の国民健康保険料は、6月中旬頃に保険料決定通知書にてお知らせします。

大阪府国保統一化とは

令和6年度から、保険料率や減免基準などが府内統一となり、府内のどの市町村にお住まいでも、所得水準と世帯構成が同じであれば同じ保険料となります。

＜問い合わせ先：箕面市国民健康保険室 電話：072(724)6734

◎この申告は市府民税の所得申告とは異なります。

この申告書をご提出いただいたとしても、別途、「市府民税のための所得申告」の依頼をお送りすることがあります。その場合は、あらためて申告をお願いいたします。

＜問い合わせ先：箕面市市民税室 電話：072(724)6710

【裏面に記入例がございます】